

入札説明書

1 入札に付する事項

- (1) 件名
因幡霊場待合室用テーブル・椅子納入
- (2) 数量及び仕様等
別紙仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和8年3月31日
- (4) 納入場所
別紙仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 製造の請負、物品の販売及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る鳥取市の競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、「文具・事務用機器類」の「事務用調度品」に登録されている者であること。
- (2) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、本組合又は鳥取市から競争入札参加の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県東部圏域内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市の競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。

3 入札説明書、仕様書等に対する質問等

(1) 入札説明書、仕様書等に対する質問

質問は、令和7年10月22日の午後3時までに質問書（別紙1）をファクシミリで送信して行うこと。ファクシミリを送信した場合、(2)の質問書の送信先に確認の電話を行うこと。回答は、同月23日の午後3時までに本組合ウェブサイトに掲載する。

※本組合ウェブサイト <https://www.east.tottori.tottori.jp/>

(2) 質問書の送信先

鳥取県東部広域行政管理組合 環境衛生課
ファクシミリ：0857-29-2759
（電 話：0857-26-0532）

(3) 同等品

同等品は不可とする。

4 入札方法等

- (1) 入札は郵送によるものとし、持参によるものは認めない。
- (2) 郵送方法は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによること。

- (3) 宛先は、
〒680-0052 鳥取市鍛冶町18番地2
鳥取県東部広域行政管理組合 環境衛生課行 とすること。
- (4) 到着期限は、令和7年10月27日 午後5時まで（必着）とする。
- (5) 入札書は別紙2を使用し、入札金額には総額（搬入等に必要な一切の費用を含む。）を記入すること。
- (6) 入札書は、封筒（長型3号程度の大きさ）に入れ封印し、封筒表面にはこの入札に係る開札日、件名を記入して「入札書在中」と朱書きし、封筒裏面には差出人の住所、商号又は名称を記入して郵送すること。記載例は「郵送用封筒記載例」のとおりである。また、この入札に係る入札書以外の入札書を同封して郵送した場合、無効となるので注意すること。
- (7) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。委任状は別紙3を使用し、その提出に当たっては、前号に規定する封筒に同封すること。なお、本社の代表者又は営業所等の受任者（本社の代表者から入札の権限を委任された者として鳥取市の競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者に限る。）が入札する場合は、委任状の提出は不要である。
- (8) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額を改めることはできない。
- (10) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (11) 入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。
- (12) 入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

5 入札（開札）の場所及び日時等

- (1) 場所
鳥取市鍛冶町18番地2
鳥取県東部広域行政管理組合 事務局分庁舎
- (2) 日時
令和7年10月28日 午後2時
- (3) 立会
入札者は入札（開札）に立ち会うことができる。

6 無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 鳥取県東部広域行政管理組合財務規則（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合規則第12号）の規定により準用する鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）、本件に係る公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札
- (3) 同一の入札において同一人が複数の入札書を提出した入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、

若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

- (5) 記名押印のない入札
- (6) 委任状を提出しない代理人が行った入札
- (7) 同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (8) 指定された方法以外の方法で提出された入札
- (9) 指定された期日に指定された場所に到達しない入札
- (10) その他、入札執行者が無効と認めた入札

7 入札の辞退

入札書郵送後に入札を辞退する場合は、5の入札（開札）の開始までに入札辞退届を鳥取県東部広域行政管理組合 環境衛生課（鳥取市鍛冶町1 8 番地2 事務局本庁舎3階）に提出しなければならない。

8 落札候補者

(1) 落札候補者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

- (2) 落札候補者となるべき者が2名以上の場合は、別に指定する日時及び場所において、くじにより落札候補者を決定する。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者は、令和7年10月30日までに入札参加資格確認申請書（別紙4）及び入札金額内訳明細書（別紙5）（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を鳥取県東部広域行政管理組合環境衛生課に提出しなければならない。入札参加資格確認申請書等を提出しない落札候補者の行った入札は無効とする。

9 落札者の決定

- (1) 入札参加資格確認申請書等により入札参加資格要件を満たしている場合には、落札候補者を落札者とする。
- (2) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格要件の審査を行うものとし、以後落札者の決定まで同様とする。

10 再度の入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別に指定する日時及び場所において、再度の入札に付するものとする。

11 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志が無いと認められるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

【問い合わせ先】

鳥取県東部広域行政管理組合 環境衛生課
電 話：０８５７－２６－０５３２
ファクシミリ：０８５７－２９－２７５９

「郵送用封筒記載例」

【封筒表面】

2	鳥取市鍛冶町18番地2	入札書在中 朱書きすること。
5	鳥取県東部広域行政管理組合 環境衛生課 行	
0		
0		
8		
6		

一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかの郵送方法を記入すること。

簡易書留（例）

開札日 令和7年10月28日

件名 因幡霊場待合室用テーブル・椅子納入

【封筒裏面】

契約受任者の印		
印	印	印
差出人		
住所		
商号又は名称		

※ 封筒は、長型3号（120×235mm）程度の大きさで中身が透けて見えないものを使用すること。